

枚方市議会定例会議案書
(令和5年3月定例会)
(追加)

目 次

報告第22号	専決事項の報告について	・・・	1
	専決第20号 損害賠償の額を定めることについて	・・・	2
議案第129号	令和4年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第11号)	・・・	5
議案第130号	令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第1号)	・・・	15
議案第131号	枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部改正について	・・・	28
議案第132号	枚方市附属機関条例の一部改正について	・・・	36
議案第133号	御殿山小倉線水路横断部道路整備工事請負契約締結について	・・・	41
議案第134号	和解について	・・・	46

報告第 2 2 号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 1 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 専決事項 損害賠償の額を定めることについて（1 件）

専決第20号

損害賠償の額を定めることについて

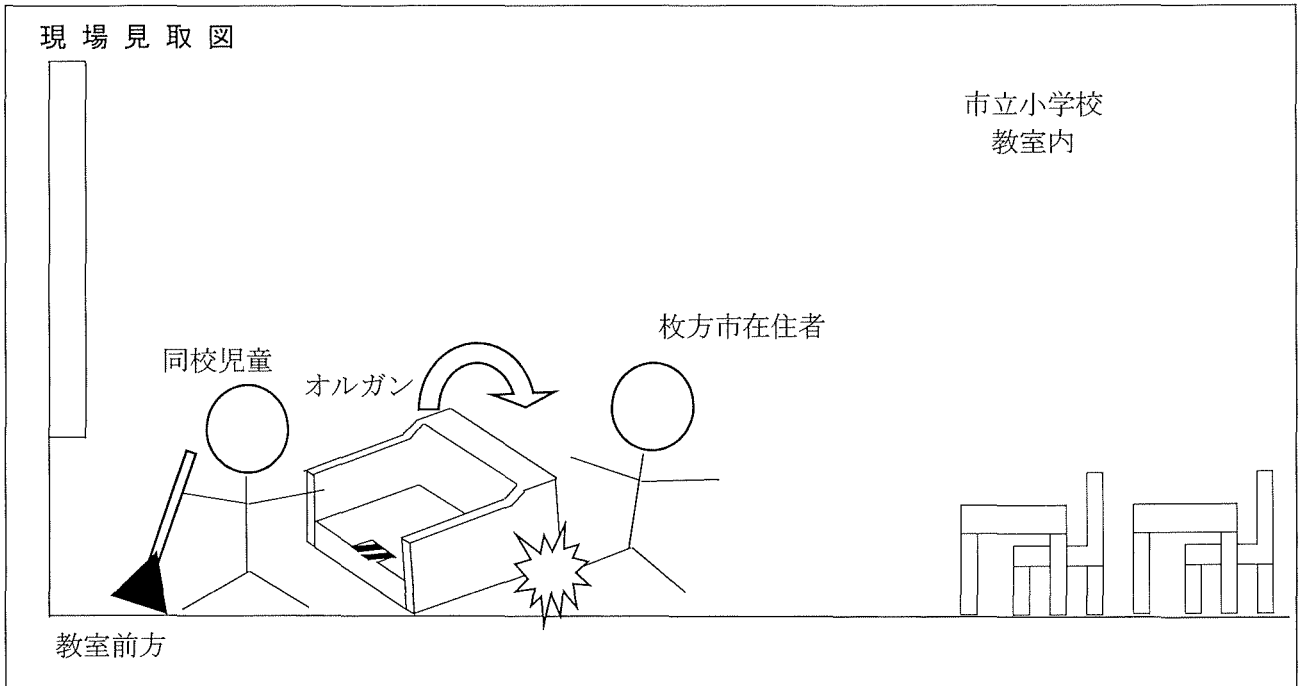
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）2月27日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 120,269円
2. 賠償の相手方 枚方市在住者
3. 賠償事件の内容 令和4年10月4日午後1時30分ごろ、市立小学校において、同校児童が教室を清掃中にオルガンを移動させようとした際、オルガンが枚方市在住者の左足甲の上に倒れ、同氏が負傷した事故である。
4. 和解の内容
 - (1) 本件事故に関しては、本市は相手方に対して、賠償金として、金120,269円を支払う。
 - (2) (1)の賠償金については、本市は専決処分を経た日以降、速やかに支払うものとする。なお、本件事故に関し、本示談書記載以外には、本市と相手方との間において何らの債権、債務のないことを確認する。



令和 4 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 4 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 30,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 172,690,674千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年（2023年）3月10日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		45,345,494	▲164,516	45,180,978
	(2) 国庫補助金	16,327,041	▲164,516	16,162,525
20. 諸収入		2,066,480	195,076	2,261,556
	(5) 雑入	1,568,470	195,076	1,763,546
歳入合計		172,660,114	30,560	172,690,674

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		20,747,699	▲164,516	20,583,183
	(1) 保健衛生費	13,317,731	▲164,516	13,153,215
11. 諸支出金		2,720,733	195,076	2,915,809
	(1) 諸 費	2,720,733	195,076	2,915,809
合 計		172,660,114	30,560	172,690,674

第2表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7. 土木費	(4) 都市計画費	連続立体交差事業関連まちづくり事業	23,339	33,560
		枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	389,473	870,761
合計			8,475,576	8,967,085

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	45,345,494	▲164,516	45,180,978		
(項)					
(2) 国庫補助金	16,327,041	▲164,516	16,162,525		
3. 衛生費国庫補助金	1,863,487	▲164,516	1,698,971	1. 衛生費補助金	▲164,516
(款)					
20. 諸 収 入	2,066,480	195,076	2,261,556		
(項)					
(5) 雑 入	1,568,470	195,076	1,763,546		
1. 雑 入	1,568,470	195,076	1,763,546	1. 雑 入	195,076
歳 入 合 計	172,660,114	30,560	172,690,674		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
18. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	▲164,516	1. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	▲164,516
81. 新型コロナウイルスワクチン接種業務委託に係る返還金	195,076	1. 新型コロナウイルスワクチン接種業務委託に係る返還金	195,076

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
4. 衛 生 費	20,747,699	▲164,516	20,583,183	▲164,516	-	-	-
(項)							
(1)保健衛生費	13,317,731	▲164,516	13,153,215	▲164,516	-	-	-
3. 予 防 費	6,217,915	▲164,516	6,053,399	▲164,516	-	-	-
(款)							
11. 諸支出金	2,720,733	195,076	2,915,809	-	-	-	195,076
(項)							
(1)諸 費	2,720,733	195,076	2,915,809	-	-	-	195,076
2. 財政調整基金費	2,217,446	195,076	2,412,522	-	-	-	195,076
歳 出 合 計	172,660,114	30,560	172,690,674	▲164,516	-	-	195,076

(単位：千円)

節	細節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 ▲164,516	1. 委 託 料 ▲164,516	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲164,516 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 ▲164,516 委 ▲164,516
24. 積 立 金 195,076	1. 基金積立金 195,076	1. 財政調整基金積立金 195,076 (1) 本年度積立分 195,076

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	-	-	-	-	-
(3)民生費	-	-	-	-	-	-
(4)衛生費	-	▲164,516	-	-	-	▲164,516
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	-	-	-	-	-
(7)土木費	-	-	-	-	-	-
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	-	-	-	-	-	-
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	195,076	195,076
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	-	▲164,516	-	-	195,076	30,560
現計予算の内訳	22,080,924	33,612,663	2,898,944	11,196,234	102,871,349	172,660,114
総計	22,080,924	33,448,147	2,898,944	11,196,234	103,066,425	172,690,674
総計の構成比 (%)	12.8	19.3	1.7	6.5	59.7	100.0

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,839,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,339,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年（2023年）3月10日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		34,461,072	1,839,017	36,300,089
	(1) 国庫負担金	26,887,387	814,066	27,701,453
	(2) 国庫補助金	7,493,747	1,024,951	8,518,698
歳 入 合 計		154,500,000	1,839,017	156,339,017

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		15,348,480	1,839,017	17,187,497
	(1) 保健衛生費	8,622,355	1,839,017	10,461,372
歳 出	合 計	154,500,000	1,839,017	156,339,017

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	34,461,072	1,839,017	36,300,089		
(項)					
(1) 国庫負担金	26,887,387	814,066	27,701,453		
2. 衛生費国庫負担金	479,472	814,066	1,293,538	1. 衛生費負担金	814,066
(項)					
(2) 国庫補助金	7,493,747	1,024,951	8,518,698		
3. 衛生費国庫補助金	619,188	1,024,951	1,644,139	1. 衛生費補助金	1,024,951
歳 入 合 計	154,500,000	1,839,017	156,339,017		

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
8. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	814,066	1. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	814,066
18. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	1,024,951	1. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	1,024,951

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
4. 衛 生 費	15,348,480	1,839,017	17,187,497	1,839,017	-	-	-
(項)							
(1) 保健衛生費	8,622,355	1,839,017	10,461,372	1,839,017	-	-	-
3. 予 防 費	3,732,705	1,839,017	5,571,722	1,839,017	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 1,289	2. 委員報酬 570 3. 非常勤職員報酬 719	1. 人 件 費 1,470 (1) 予防接種健康被害調査会委員 570 (2) パートタイム会計年度任用職員 900 ア. 報 酬 719 イ. 手 当 78 ウ. 共 済 費 103
3. 職員手当等 78	10. 期末手当 78	2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,837,485 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 907,796 消 507 燃 62 印 55 光 1,169 通 42,623 委 860,321 使 2,960 備 99 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費 929,689 委 929,689
4. 共 済 費 103	3. 共済組合負担金 31 5. 雇用保険料 11 10. 厚生年金負担金 61	3. 事務経費 62 旅 62
8. 旅 費 62	1. 費用弁償 49 2. 普通旅費 10 4. 市内実費旅費 3	
10. 需 用 費 1,793	1. 消耗品費 507 2. 燃 料 費 62 4. 印刷製本費 55 5. 光熱水費 1,169	
11. 役 務 費 42,623	1. 通信運搬費 42,623	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
歳 出 合 計	154,500,000	1,839,017	156,339,017	1,839,017	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 1,790,010	1. 委 託 料 1,790,010	
13. 使用料及び賃借料 2,960	1. 使用料及び賃借料 2,960	
17. 備品購入費 99	1. 庁用器具費 99	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考 [其 他 の 手 当 の 内 訳]	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 (年 間 支 給 率)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補 正 前	長 等	6	-	57,600	26,257 (3.3月分)	5,761	26,553	116,171	16,176	132,347	通 退 921 25,632
	議 員	32	257,925	-	114,619 (4.4月分)	-	-	372,544	72,287	444,831	
	そ の 他 の 特 別 職	2,596	275,286	-	-	-	-	275,286	470	275,756	
	計	2,634	533,211	57,600	140,876	5,761	26,553	764,001	88,933	852,934	
補 正 額	長 等	-	-	-	- (-月分)	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	- (-月分)	-	-	-	-	-	
	そ の 他 の 特 別 職	5	570	-	-	-	-	570	-	570	
	計	5	570	-	-	-	-	570	-	570	
補 正 後	長 等	6	-	57,600	26,257 (3.3月分)	5,761	26,553	116,171	16,176	132,347	通 退 921 25,632
	議 員	32	257,925	-	114,619 (4.4月分)	-	-	372,544	72,287	444,831	
	そ の 他 の 特 別 職	2,601	275,856	-	-	-	-	275,856	470	276,326	
	計	2,639	533,781	57,600	140,876	5,761	26,553	764,571	88,933	853,504	

(注) 備考欄(その他の手当の内訳)は次のとおり略している。

通…通勤手当 退…退職手当

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前	(2,644) 1,959	2,207,335	8,545,151	6,203,976	16,956,462	3,331,584	20,288,046	
補正額	(3) -	719	-	78	797	103	900	
補正後	(2,647) 1,959	2,208,054	8,545,151	6,204,054	16,957,259	3,331,687	20,288,946	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、()外数とする。

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	178,860	-
	地 域 手 当	900,833	-	900,833
	通 勤 手 当	212,594	-	212,594
	管 理 職 手 当	286,836	-	286,836
	時 間 外 勤 務 手 当	474,954	-	474,954
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	6,543	-	6,543
	宿 日 直 手 当	200	-	200
	期 末 手 当	2,283,506	78	2,283,584
	勤 勉 手 当	1,570,532	-	1,570,532
	退 職 手 当	123,549	-	123,549
	住 居 手 当	142,372	-	142,372
	教 員 特 別 手 当	5,939	-	5,939
	初 任 給 調 整 手 当	5,981	-	5,981
	管理職員特別勤務手当	11,277	-	11,277

(2) 職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	78	1 制度改正に伴う増減分	-	
		2 その他の増減分	78	扶養手当 - 地域手当 - 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 78 勤勉手当 - 退職手当 - 住居手当 - 教員特別手当 - 初任給調整手当 - 管理職員特別勤務手当 -

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	-	-	-	-	-
(3)民生費	-	-	-	-	-	-
(4)衛生費	1,470	1,837,547	-	-	-	1,839,017
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	-	-	-	-	-
(7)土木費	-	-	-	-	-	-
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	-	-	-	-	-	-
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	1,470	1,837,547	-	-	-	1,839,017
現計予算の内訳	21,238,758	31,102,716	2,614,054	6,957,626	92,586,846	154,500,000
総計	21,240,228	32,940,263	2,614,054	6,957,626	92,586,846	156,339,017
総計の構成比 (%)	13.6	21.1	1.7	4.4	59.2	100.0

議案第 131 号

枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部改正について

次のとおり枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 移動端末設備を用いた証明書等の自動交付サービスを実施するにつき、所要の整備を行うため。

枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部を改正する条例

(枚方市手数料条例の一部改正)

第1条 枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項の表1の項中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、同表備考中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「いい」の次に「、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい」を加え、別表第1の3の項の表2の項中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、同表備考1中「いい」の次に「、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい」を加え、別表第1の6の項の表1の項及び2の項中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、同表備考中「いい」の次に「、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい」を加える。

(枚方市印鑑条例の一部改正)

第2条 枚方市印鑑条例（昭和48年枚方市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める物を利用して市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機を通じて印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この号において「個人番号カード」という。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録を受けた者 当該個人番号カード

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（以下この号において「移動端末設備」という。）に公的個人認証法第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録を行った者 当該移動端末設備

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37

号) 第49条の規定の施行の日から施行する。

新（改正後）			旧（現 行）		
[枚方市手数料条例関係] 別表第1（第2条、第3条関係） 総務関係事務に関する手数料表			[枚方市手数料条例関係] 別表第1（第2条、第3条関係） 総務関係事務に関する手数料表		
1 [略]			1 [略]		
2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係事務			2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係事務		
項	事 務	金 額	項	事 務	金 額
1	戸籍（磁気ディスクをもつて調製されたものに限る。）に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付 (1) 個人番号カード又は移動端末設備を用いて端末機を通じて行う場合 (2) [略]	[略] [略]	1	戸籍（磁気ディスクをもつて調製されたものに限る。）に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付 (1) 個人番号カードを用いて端末機を通じて行う場合 (2) [略]	[略] [略]
9	[略]	[略]	9	[略]	[略]
備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務			備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいう。		

新（改正後）			旧（現 行）		
<p>に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいう。</p>					
3 地方税法（昭和25年法律第226号）関係事務			3 地方税法（昭和25年法律第226号）関係事務		
項	事 務	金 額	項	事 務	金 額
1	[略]	[略]	1	[略]	[略]
2	租税に関する証明 (1) 個人番号カード又は移動端末設備を用いて端末機を通じて行う場合 (2) [略]	[略]	2	租税に関する証明 (1) 個人番号カードを用いて端末機を通じて行う場合 (2) [略]	[略]
5	[略]	[略]	5	[略]	[略]
備考			備考		
1 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4			1 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいう。		

新（改正後）			旧（現 行）		
<p>項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係事務</p>			<p>2・3 [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係事務</p>		
項	事 務	金 額	項	事 務	金 額
1	住民票の写し又は住民票に記載されている事項を記載した書類の交付 (1) 個人番号カード又は移動端末設備を用いて端末機を通じて行う場合 (2) [略]	[略] [略]	1	住民票の写し又は住民票に記載されている事項を記載した書類の交付 (1) 個人番号カードを用いて端末機を通じて行う場合 (2) [略]	[略] [略]
2	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類の交付 (1) 個人番号カード又は移動端末設備を用いて端末機を通じて行う場合 (2) [略]	[略] [略]	2	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類の交付 (1) 個人番号カードを用いて端末機を通じて行う場合 (2) [略]	[略] [略]
3	[略]	[略]	3	[略]	[略]
4	[略]	[略]	4	[略]	[略]
備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第			備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第		

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「<u>移動端末設備</u>」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいう。</p> <p>7 [略]</p> <p>[枚方市印鑑条例関係] （印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める物を利用して市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機を通じて印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この号において「個人番号カード」という。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録を受けた者 当該個人番号カード</u></p>	<p>2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいう。</p> <p>7 [略]</p> <p>[枚方市印鑑条例関係] （印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録を受けた者は、当該個人番号カードを利用して、市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機を通じて印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(2) <u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（以下この号において「移動端末設備」という。）に公的個人認証法第35条の2第7項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書の記録を行った者 当該移動端末設備</u></p>	

議案第 132 号

枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会の設置等を行うため。

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会の項及び枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会の項を削り、枚方市予防接種健康被害調査会の項の次に次のように加える。

枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会	枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
-------------------------------	--	------	---------------------------------------	--------

別表2の表に次のように加える。

枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 公募による市民	
--------------	--	-------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）					旧（現 行）				
別表（第1条、第2条関係） 1 市長の附属機関					別表（第1条、第2条関係） 1 市長の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]	介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]
					禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会	禁野小学校の設計及び施工を行う事業者の選定に関する審査	5人以内	学識経験を有する者	答申の日まで
枚方市都市公園施設設置者選定委員会	[略]	[略]	[略]		枚方市都市公園施設設置者選定委員会	[略]	[略]	[略]	
					枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会	花と緑のまちづくり事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 建築に関する専門的知識を有する者 (3) 土木に関する専門的	

新（改正後）					旧（現 行）				
								知識を有する者 (4) 環境保全活動を行う 団体を代表する者	
枚方市予防 接種健康被 害調査会	[略]	[略]	[略]		枚方市予防 接種健康被 害調査会	[略]	[略]	[略]	
枚方市立地 域活性化支 援センター 利用環境充 実事業者選 定審査会	枚方市立地域活性化支援 センター利用環境充実事 業を委託する事業者の選 定に関する審査	5人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的 知識を有する者	答申の 日まで					
枚方市立保 育所民営化 に係る運営 法人選定審 査会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市立保 育所民営化 に係る運営 法人選定審 査会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市老人 ホーム入所 判定審査会	[略]	[略]	[略]		枚方市老人 ホーム入所 判定審査会	[略]	[略]	[略]	
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
枚方市教育 振興基本計 画策定審議 会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市教育 振興基本計 画策定審議 会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市支援 教育充実審 議会	<u>生活上又は学習上の困難 を有する児童及び生徒へ の学校教育における指導 及び支援の充実に関する 調査審議</u>	<u>15人 以内</u>	(1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>教育に関する専門的 知識を有する者</u> (3) <u>福祉に関する専門的 知識を有する者</u> (4) <u>臨床心理に関する専 門的知識を有する者</u> (5) <u>関係団体を代表する 者</u> (6) <u>公募による市民</u>						

議案第133号

御殿山小倉線水路横断部道路整備工事請負契約締結について

次のとおり御殿山小倉線水路横断部道路整備工事請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月10日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市長尾北町1丁目1794番地5
株式会社柿丸建設
代表取締役 柿丸 裕
3. 契約金額 金 637,956,000円
4. 契約保証金 契約金額の10%相当額
5. 工事名 御殿山小倉線水路横断部道路整備工事
6. 施工場所 枚方市渚東町、上野3丁目 地内
7. 工期 本契約締結日から令和6年7月15日まで
8. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

制限付き一般競争入札（低入札価格調査制度対象型） 執行調書

名称	御殿山小倉線水路横断部道路整備工事				
落札者名	(株) 柿丸建設				
業務区分	工事				
契約金額 (内消費税額)	金 637,956,000 円		(金 57,996,000 円)		
工期または期間	自	本契約締結日		至	令和 6年 7月15日
公告日	令和 5年 1月24日		入札日	令和 5年 2月14日9時30分	
※予定価格 (単位：円)	773,265,000		※調査基準価格 (単位：円)	709,812,000	
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株) 柿丸建設	579,960,000			落札 (低入札)
	大神工業 (株)	675,000,000			
	佐藤土木工業 (株)	620,000,000			
	河本興業 (株)	582,708,000			
	末廣建設 (株)	924,800,000			
	(株) 中央土木				無効

※「予定価格」及び「調査基準価格」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。
 ①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
 ②「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

制限付き一般競争入札（業務希望型） 執行調書

名称	御殿山小倉線水路横断部設計業務委託				
落札者名	(株) ユーズ				
業務区分	コンサルタント				
契約金額 (内消費税額)	金 5,765,100 円		(金 524,100 円)		
工期または期間	自	令和 4年 5月30日		至	令和 5年 3月15日
公告日	令和 4年 4月18日		入札日	令和 4年 5月16日 9時40分	
※予定価格 (単位：円)	8,719,000		※最低制限価格 (単位：円)	5,231,400	
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株) ユーズ	5,241,000			くじ引きにより落札決定
	(株) キミコン 関西支店	5,241,000			
	(株) 関西技研 大阪営業所	5,241,000			
	(株) トーニチコンサルタント 西日本本社	5,241,000			
	(株) パスコ 大阪第一支店	5,241,000			
	写測エンジニアリング (株) 大阪支店	5,243,400			
	(株) サンテック	5,290,000			
	(株) 石居設計	5,458,800			
	(株) 新土木開発コンサルタント 大阪支店	6,440,000			
	(株) エルクコンサルタント 大阪支店	6,500,000			
	(株) キクチコンサルタント	7,243,000			
	(株) ノア技術コンサルタント 大阪営業所	8,200,000			
	青葉コンサルタント (株) 大阪営業所	8,417,000			
	大阪技術管理 (株)	5,221,000			失格
近畿設計測量 (株) 大阪支店				無効	

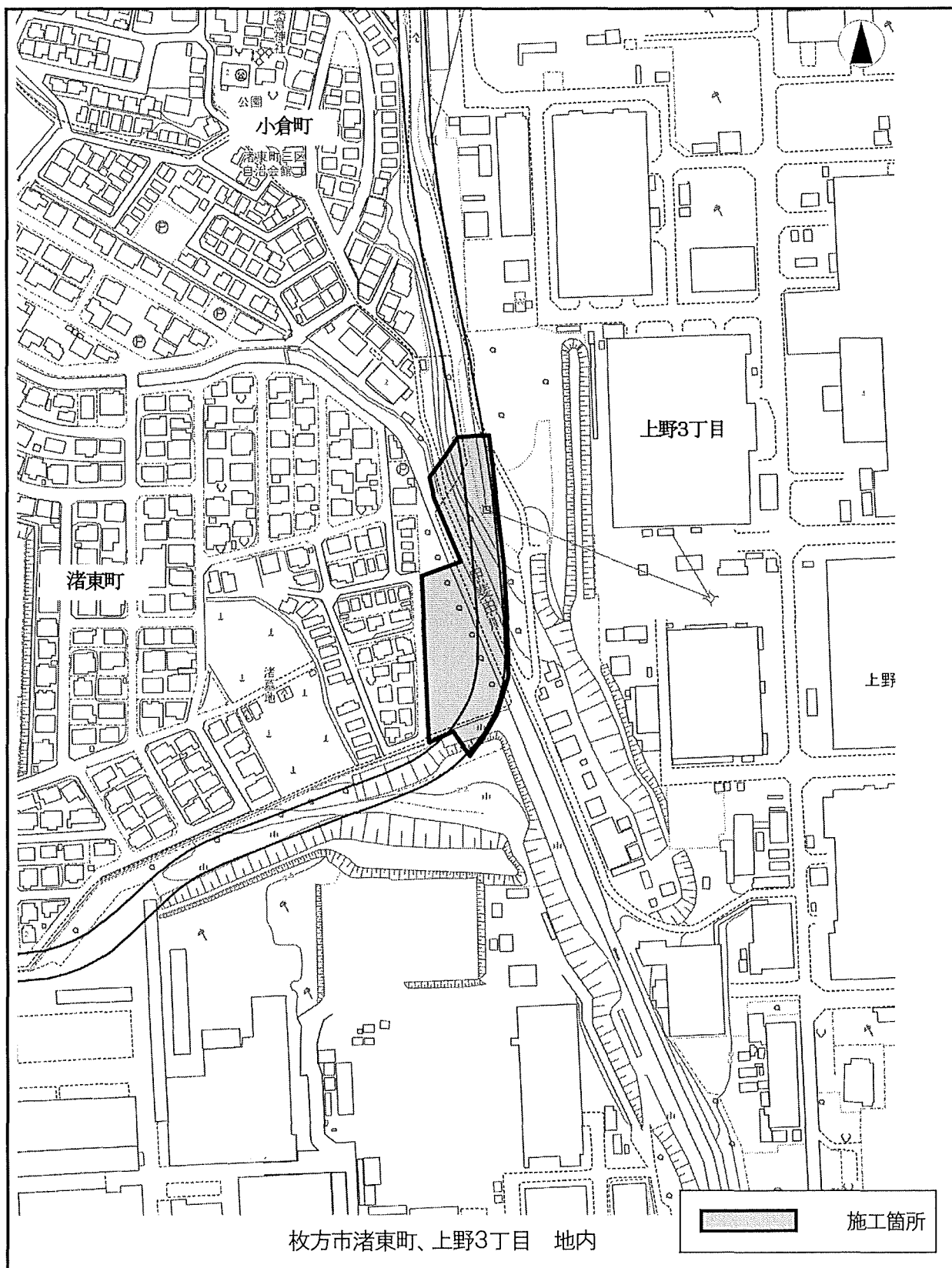
※「予定価格」及び「最低制限価格」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。
 ①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
 ②「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 御殿山小倉線水路横断部道路整備工事
2. 施工場所 枚方市渚東町、上野3丁目 地内
3. 工 期 本契約締結日から令和6年7月15日まで
4. 工事概要 施工延長 L=160.0m
道路土工一式、地盤改良工一式、法面工一式、軽量盛土工一式、擁壁工一式、ブロック積工一式、カルバート工一式、排水構造物工一式、舗装工一式、縁石工一式、防護柵工一式、区画線工一式、道路植栽工一式、道路附属施設工一式、伐採工一式、構造物撤去工一式、仮設工一式
5. 施工理由 中部地域における道路交通網の強化を図るとともに、周辺道路の交通混雑の緩和や安全・安心な歩行空間の確保、また、防災機能の強化を図るため、道路整備工事を実施するものです。

工事場所位置図

工事件名 御殿山小倉線水路横断部道路整備工事



和解について

次のとおり和解をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月10日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 当事者

- (1) 住所 枚方市大垣内町2丁目1番20号
氏名 枚方市
代表者 枚方市長 伏見 隆
- (2) 住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
氏名 株式会社パソナ
代表者 代表取締役 中尾 慎太郎

2. 和解の内容

（責任の所在等）

第1条 株式会社パソナ（以下「パソナ」という。）は、パソナの受託業務において再委託先における不正行為が生じたことの原因がパソナにあることを認め、次条第1項に定める再委託先における不正額について、次条第2項及び第3項に定めるところにより、枚方市に返還し、又は枚方市から委託料の減額を受けるものとする。

（再委託先における不正行為の処理等）

第2条 再委託先における不正行為に伴って、令和2年度、令和3年度及び令和4年度の各年度分の委託料について、枚方市がパソナへの支払を要しないと認めた額（間接経費及び消費税額を含む。以下「再委託先における不正額」という。）は、次のとおりとする。

区 分	再委託先における不正額
令和2年度分	7,598,438 円
令和3年度分	187,477,546 円
令和4年度分	164,516,812 円

2 パソナは、第4条の規定によるこの確認書の効力の発生後1ヶ月以内に、前項の表に規定する令和2年度分及び令和3年度分の再委託先における不正額を枚方市に支払うことにより返還するものとする。この場合における支払方法は、下記の銀行預金口座への振込みによるものと

し、その振込みに要する費用はパソナの負担とする。

記

(振込口座)

〇〇〇銀行 〇〇支店

普通預金 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

- 3 枚方市は、パソナに対する未払の委託料をパソナに支払うに際しては、第1項の表に規定する令和4年度分の再委託先における不正額を減額してパソナに支払うものとする。この場合における支払方法は、枚方市及びパソナの間の業務委託契約に定めるところによる。
- 4 パソナは、第1項に定めるもののほか、枚方市がパソナに支払った委託料について、再委託先について再委託先における不正行為に関わって更なる返還を要する部分が判明したときは、速やかに枚方市に報告した上で、枚方市と誠実に協議するものとする。
- 5 枚方市及びパソナは、この確認書の締結により、前項に定める事項その他この確認書に定める事項のほか、再委託先における不正行為に関し枚方市及びパソナの間に生じたすべての問題は解決したものとし、今後、この件に関し双方とも裁判上又は裁判外にかかわらず、相手方に対し何らの請求を行わないことを相互に確認する。

(秘密の保持)

第3条 枚方市及びパソナは、相手方の書面による承諾なく、再委託先における不正行為の解決の過程で知り得た相手方の情報を第三者に漏らさないものとする。ただし、法令等の規定に基づき、又は枚方市が枚方市の議会の審議に際して、これを開示する場合は、この限りでない。

(効力の発生)

第4条 この確認書は、枚方市の議会の議決を得たときから効力を生じるものとする。

3. 事件内容等

枚方市とパソナとは、枚方市が行う新型コロナウイルスワクチン接種に関し、枚方市及びパソナの間において、令和3年2月26日に締結した「枚方市新型コロナウイルスワクチン接種業務委託契約」及び同年3月31日に締結し、同年10月13日、令和4年2月25日、同年5月30日、同年8月31日及び同年11月25日に変更した「枚方市新型コロナウイルスワクチン接種業務委託契約(令和3年度)」に基づきパソナが行うこととされた業務のうち、パソナが枚方市の承諾を得てパソナの下請負人に委託したワクチン接種の予約受付等に関するコールセンター業務において、下請負人が勤務実績がない者を計上して対価を得る不正な事務処理を行っていたことに関し、枚方市及びパソナ双方の合意により、その解決を図るものである。